

■ ■ おくやみ窓口のご案内 ■ ■

裏面もご覧ください。

「身内が亡くなったあとの手続きって分かりにくい…」
「どこに相談したらいいんだろう…」

おくやみ窓口では、そんな不安を抱えているご遺族をサポートします。

■ おくやみ窓口の概要

ご遺族の負担を少しでも軽減するため、亡くなった方やご遺族の状況をお聞きし、必要な手続きや書類、担当窓口をご案内します。

また、各窓口での手続きがスムーズに進むよう書類の作成を支援します。

＜開設時間等＞

■ 開設時間

東区に住民登録
があった方のご
遺族が対象とな
ります。

月曜日・水曜日・金曜日 8時45分～15時15分

火曜日・木曜日 8時45分～12時00分

14時00分～17時15分

※ ご案内や書類作成支援にかかる時間は、1組につき1時間前後となること
が予想されます。

※ 区役所の各窓口の受付時間は17時15分までのため、来庁される時間によ
っては、おくやみ窓口でのご案内が完結しない場合や、各窓口での手続き
を終えることができない場合がございます。

■ 受付場所と

東区役所 1 階ロビー（東区北 11 条東 7 丁目 1-1）

予約方法

原則、予約制です。

お電話またはホームページでご予約の上、ご利用ください。

○ 予約専用ダイヤル 090-3963-3263

※ おかけ間違いにご注意ください。

○ ホームページ



- ご予約のない方は、お待ちいただくことがあります。
- 手続きの担当窓口では、混雑状況によりお待ちいただくことがあります。
- おくやみ窓口のご利用がなくても、直接、担当窓口で手続きできます。



窓口ご利用前にご活用ください

「札幌市くらしの手続きガイド」では、簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きや書類、担当窓口を確認することができます。

札幌市くらしの手続きガイド

検索



おくやみ窓口にお越しになる際にお持ちいただくもの

亡くなった方に関する手続きに必要な、主な持ち物をご紹介します。該当するものがありましたら、窓口にお持ちください。

ご遺族に関するもの

- ☐ 窓口にお越しになる方の本人確認書類
 - ・顔写真付きのもの1点（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、身体障害者手帳など）又は顔写真のないもの2点（被保険者証（健康・介護）、資格確認書※、年金手帳など）※お手続きによっては、本人確認書類としてご使用いただけない場合があります。
- ☐ 窓口にお越しになる方、相続人代表者及び喪主の認印（スタンプ印不可）
- ☐ 相続人代表者及び喪主の預貯金通帳

亡くなった方に関するもの

- ☐ 年金手帳又は年金証書（国民年金加入者又は年金受給者）
- ☐ マイナンバーカード又は個人番号通知書
 - ※ 「通知カード」は、令和2年5月25日に廃止され「個人番号通知書」になりました。
- ☐ 住民基本台帳カード
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、資格確認書又は資格情報のお知らせ
 - ※ 国民健康保険の世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の被保険者証（資格確認書又は資格情報のお知らせ）も必要です。
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ 重度心身障がい者医療費助成受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、子ども医療費助成受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- ☐ 福祉乗車証又は敬老優待乗車証
- ☐ その他、札幌市から交付された証書類